

地域主権改革一括法の公布に伴う  
都市公園の設置基準等について

平成24年10月11日

堺市緑の政策審議会

堺市緑の政策審議会は、平成24年7月20日に堺市長から「地域主権改革一括法の公布に伴う都市公園の設置基準等について」諮問を受けた。当審議会は、審議にあたり、市民意見募集の結果を踏まえ審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、堺市長に答申するものである。

市長は、本答申の趣旨に沿って、堺市における都市公園の設置基準等について所要の措置を講じられたい。

会 長	増田 昇
副会長	石井 実
委 員	池田 栄子
	池田 正規
	大町 むら子
	加我 宏之
	澤木 昌典
	田渕 和夫
	寺田 友子
	中井 國芳
	中西 義明
	藤田 香
	宮川 智子
	湯川 まゆみ

## 1. 堺市の条例に定める基準について

### (1) 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 分	堺市の標準値
堺市の全域	10 m <sup>2</sup> 以上

### (2) 都市公園の配置及び規模の基準

都市公園の種類		堺市の基準	
		配置	標準とする規模
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25 ha
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 ha
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4 ha
都市基幹公園	総合公園	主として区域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積
	運動公園		
その他	緩衝緑地 風致公園 都市林 緑道 都市緑地 歴史公園 墓園 など	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積

(3) 公園施設の設置基準及び許容建築面積の特例

堺市の基準		
公園施設（建築物）		建築面積の割合
建築物		2 %以内
特 例	休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害応急 対策に必要な施設	+ 10 %以内
	休養施設、教養施設のうち ・文化財保護法の規定による国宝、重要文化財などの 施設 ・景観法の規定による景観重要建造物	+ 20 %以内
	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い 開放性を有する建築物など	+ 10 %以内
	仮設公園施設	+ 2 %以内

(4) 特定公園施設の設置に関する基準

特定公園施設		堺市の基準				
①	園路及び広場	出入口	幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は90cm以上とすることができる。		
			車止めの間隔	<input type="checkbox"/> 1以上は90cm以上とする。		
			水平面	<input type="checkbox"/> 150cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない		
			段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。		
	園路及び広場	通路	幅	<input type="checkbox"/> 180cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。		
			段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
			縦断勾配	<input type="checkbox"/> 5%以下とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		
			横断勾配	<input type="checkbox"/> 1%以下とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。		
			路面	<input type="checkbox"/> 滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
			園路及び広場	階段（その踊場を含む）	手すり	<input type="checkbox"/> 両側に設けられていること。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
	回り段	<input type="checkbox"/> 設けないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。				
	路面	<input type="checkbox"/> 滑りにくい仕上げがなされたものであること。				
	段鼻等	<input type="checkbox"/> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。				
	立ち上がり	<input type="checkbox"/> 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 側面が壁面である場合は、この限りでない。				
	傾斜路等	<input type="checkbox"/> 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。				
	園路及び広場	傾斜路			幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。
					縦断勾配	<input type="checkbox"/> 8%以下とする。
			横断勾配	<input type="checkbox"/> 設けないこと。		
			路面	<input type="checkbox"/> 滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
			踊場	<input type="checkbox"/> 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場が設けられていること。		
			手すり	<input type="checkbox"/> 両側に設けられていること <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
園路及び広場	さく等	立ち上がり	<input type="checkbox"/> 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 側面が壁面である場合は、この限りでない。			
		公園施設への接続	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導ブロック（※1）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 <input type="checkbox"/> ②から⑦までの特定公園施設のうち、それぞれ1以上に接続していること。 <input type="checkbox"/> 集景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置目的を踏まえ、重要とみとめられるものに接続していること。			
②	屋根付広場	出入口	幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		
		段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。			
		広さ	<input type="checkbox"/> 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること			
③	休憩所及び管理事務所	出入口	幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		
			段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
		戸	幅	<input type="checkbox"/> 80cm以上とする。		
		カウンター	構造	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 <input type="checkbox"/> 1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。 <input type="checkbox"/> 常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。		
		広さ	<input type="checkbox"/> 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。			
		便所	<input type="checkbox"/> 1以上は、多機能便房が設けられた便所（※2）、または多機能便所（独立型多機能便房）（※3）であること。			
④	野外劇場及び野外音楽堂	出入口	幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		
			段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
	野外劇場及び野外音楽堂	通路（※4）	幅	<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。		
			段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
			縦断勾配	<input type="checkbox"/> 5%以下とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		
			横断勾配	<input type="checkbox"/> 1%以下とする。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。		
			路面	<input type="checkbox"/> 滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
			さく等	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。		
	野外劇場及び野外音楽堂	車いす使用者用観覧スペース（※5）	便所	<input type="checkbox"/> 1以上は、多機能便房が設けられた便所、または多機能便所（独立型多機能便房）であること。		
			規模	<input type="checkbox"/> 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。		
			幅	<input type="checkbox"/> 90cm以上とする。		
奥行き			<input type="checkbox"/> 120cm以上とする。			
段			<input type="checkbox"/> 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。			
野外劇場及び野外音楽堂	車いす使用者用観覧スペース（※5）	さく等	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。			

(4) 特定公園施設の設置に関する基準

特定公園施設		堺市の基準			
⑤	駐車場	車いす使用者用駐車施設(※6)	規模	<input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 <input type="checkbox"/> 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く)の駐車のための駐車場については、この限りでない。	
			幅	<input type="checkbox"/> 350cm以上とする。	
			表示	<input type="checkbox"/> 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	
⑥	便所	全般	床	<input type="checkbox"/> 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
			男子用小便器	<input type="checkbox"/> 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。また、その小便器には、手すりが設けられていること。	
			多機能便所の設置等	<input type="checkbox"/> 便所を設ける場合、1以上は、多機能便所が設けられていること。または、多機能便所(独立型多機能便所)であること。	
		多機能便所が設けられた便所(※2)	出入口	幅	<input type="checkbox"/> 80cm以上とする。
				段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
				標識	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
		多機能便所	出入口	戸を設ける場合	<input type="checkbox"/> 幅は、80cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
				広さ	<input type="checkbox"/> 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
				幅	<input type="checkbox"/> 80cm以上とする。
				段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
				標識	<input type="checkbox"/> 当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
				戸を設ける場合	<input type="checkbox"/> 幅80cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
		多機能便所(独立型多機能便所)(※3)	出入口	広さ	<input type="checkbox"/> 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
				設備	<input type="checkbox"/> 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
				幅	<input type="checkbox"/> 80cm以上とする。
段	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 <input type="checkbox"/> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。				
標識	<input type="checkbox"/> 当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。				
戸を設ける場合	<input type="checkbox"/> 幅は、80cm以上とする。 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。				
⑦	水飲場及び手洗場	構造	<input type="checkbox"/> 水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。		
			<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。		
⑧	及び掲示標識板	構造	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。		
		表示内容	<input type="checkbox"/> 容易に識別できるものであること。		
⑨	の一時特定使用目的	標識の設置場所	<input type="checkbox"/> 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、①の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。		
		<input type="checkbox"/> 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この規定によらないことができる。			

※1視覚障害者誘導ブロック

点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの。  
 【点状ブロック】床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。  
 【線状ブロック】床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

※2多機能便所が設けられた便所

便所内に、多機能便所を設けて、一般の便所と併設されている便所。

※3多機能便所(独立型多機能便所)

多機能便所が独立して設けられた便所。

※4通路

出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所(多機能便所が設けられた便所、または多機能便所(独立型多機能便所))との間の経路を構成する通路。

※5車いす使用者用観覧スペース

車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。

※6車いす使用者用駐車施設

車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。